

Q1. 新しい住居表示の方法とは

A 新しい住所は、町(丁目)の名称と街区符号(番)及び住居番号(号)を使って表示されます。

(1) 住所

実施前	五泉市村松甲 1 2 3 4 番地
実施後	五泉市村松 <u>○1丁目</u> <u>○番</u> <u>○号</u>
	町 名      街区符号      住居番号

(2) 本籍

実施前	五泉市村松      甲 1 2 3 4 番地
実施後	五泉市村松 ○1丁目甲 1 2 3 4 番地

(3) 不動産

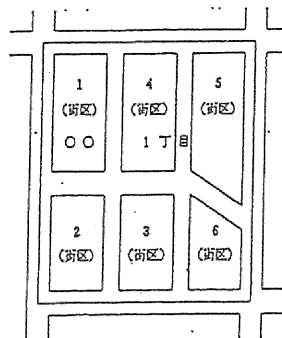
実施前	五泉市村松字    ○○甲 1 2 3 4 番地
実施後	五泉市村松 ○1丁目甲 1 2 3 4 番地

Q2. 町の境界はどのように決めるのでしょうか。

A 町の境界は、道路や河川、鉄道などの恒久的施設によって明確にします。

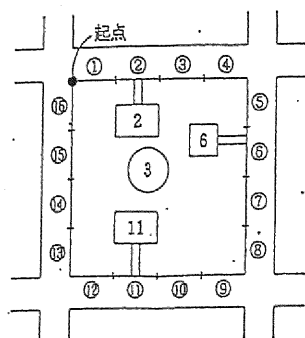
Q3. 街区符号とは、何ですか。

A ひとつの町の中で、道路や水路などによって区切られている区画を街区といい、基点(城跡公園)に近いほうから順序よく付けた番号を街区符号といい、「番」で表します。

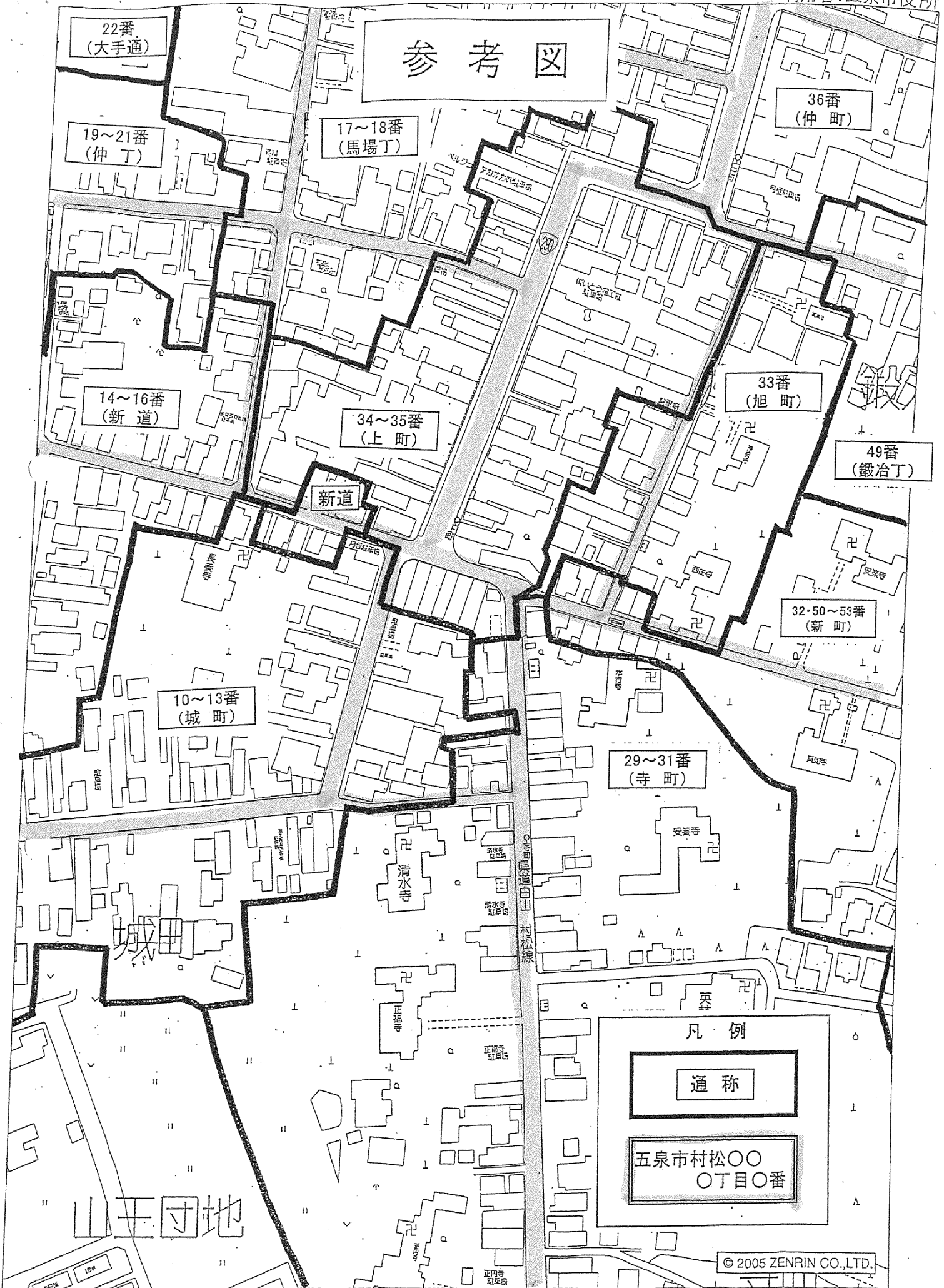


Q4. 住居番号とは、何ですか。

A 街区ごとに、起点から右回りに10メートル間隔で区切り、順番に番号を付けます。建物の入口が面している番号を住居番号といい、「号」で表します。



# 参考図



村松町付近

縮尺 1 / 2,000 | 60m

# 村松地区市街図

県道新関・藤田・村松線

村松

下丁目

村松小学校

村松中

村松東

村松甲

村松西

村松南

山王中学校

村松高等学校

